

香芝市ケアプランガイド

香芝市介護福祉課



◎はじめに

介護保険でのサービス利用にあたり介護度やサービスの内容によって介護保険が給付されない場合があります。事前の相談や適切な届出が必要なサービスについてご案内します。

内容を確認していただき、届出が必要な場合は書類を添えて介護福祉課まで提出して下さい。

保険給付が可能か判断できないケースについては介護福祉課へ事前に相談していただければご案内いたします。

市町村によって利用できるサービスが異なることがありますので必ず事前に確認していただきますようお願いいたします。

I ・ 例外給付



1. 生活援助の算定
2. 院内介助の算定
3. 認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用
4. 軽度者に対する福祉用具の貸与
5. 暫定ケアプランによるサービス利用
6. 生活援助中心型訪問介護サービス
7. 福祉用具同一品目複数貸与
8. 訪問リハビリテーションと通所系サービスの併用

1・生活援助の算定

①届出が必要なケース

- ・同居家族が障害、疾病等（要介護認定を有する場合は除く）のために家事を行う事が困難な場合。
- ・適切なケアマネジメントにより判断し、同居の家族等がやむを得ない理由により家事を行う事が困難な場合

②提出書類

- ・生活援助算定届出書
- ・居宅サービス計画書（1）：第1表
- ・居宅サービス計画書（2）：第2表
- ・週間サービス計画表：第3表
- ・サービス担当者会議の要点：第4表
- ・サービス利用票：第6表
- ・サービス利用票別表：第7表

③提出時期

- ・初回訪問介護生活援助サービス利用前（※）
- ・サービス内容変更時
- ・長期目標の終了時
- ・介護認定の更新時

※必ず利用開始前にご相談ください。場合により保険給付の対象外となります。

④算定許可

- ・届出後、内容を確認し、算定可否決定通知を送付します。
- ・通知は概ね1週間以内に発送する予定です。

⑤その他留意事項

- ・継続利用する場合は、利用者の心身の状況及び家族等の意向と介護の状況等を踏まえた検討が必要です。
- ・同居家族の障害、疾病等の確認のため診断書等が必要になる場合があります。

2・院内介助の算定

①届出が必要なケース

- ・病院等の医療機関において、病院スタッフが対応できない場合

②提出書類

- ・院内介助の算定届出書
- ・居宅サービス計画書（1）：第1表
- ・居宅サービス計画書（2）：第2表
- ・週間サービス計画表：第3表
- ・サービス担当者会議の要点：第4表
- ・サービス利用票：第6表
- ・サービス利用票別表：第7表

③提出時期

- ・初回訪問介護の院内サービス利用前（※）
- ・サービス内容変更時
- ・介護認定の更新時

※必ず利用開始前にご相談ください。場合により保険給付の対象外となります。

④算定許可

- ・届出後、内容を確認し、算定可否決定通知を送付します。
- ・通知は概ね1週間以内に発送する予定です。

⑤その他留意事項

・医療機関内における介助は基本的には医療機関に属するスタッフが対応すべきであることから、院内介助を介護保険における訪問介護で提供する場合は、何故、医療機関における対応ができないのかを明確化することが重要です。また、サービス提供を行うにあたり提供時間を考える場合は当然のことながら、利用者に対し直接処遇を行った時間となるため、待機時間が生じる場合であっても、その時間は除外した上で算定を行うこととなります。

3・認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用

①届出が必要なケース

- ・短期入所サービスを要介護認定有効期間のおおむね半数を超えて利用する場合

②提出書類

- ・認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用届出書
- ・居宅サービス計画書（1）：第1表
- ・居宅サービス計画書（2）：第2表
- ・週間サービス計画表：第3表
- ・サービス担当者会議の要点：第4表
- ・サービス利用票：第6表
- ・サービス利用票別表：第7表

③提出時期

- ・サービス利用票（兼居宅サービス計画）：第7表の右上にある「前月までの短期入所利用日数」を確認し、要介護認定有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる月の前月末まで

④算定許可

- ・届出後、内容を確認し、算定可否決定通知を送付します。
- ・通知は概ね1週間以内に発送する予定です。

⑤その他留意事項

- ・認定の有効期間が36ヶ月間の利用者は12ヶ月間を超えた時点で申請が必要になります。
- ・短期入所生活介護及び短期入所療養介護は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであることから、短期入所サービスを長期間に亘って利用継続する場合は、利用者の心身の状況及び家族等の意向と介護の状況等を踏まえた検討が必要です。

4・軽度者に対する福用具貸与

①届出が必要なケース

・軽度者(要支援1・2、要介護1)で厚生労働省が定める状態像(「利用者等告示第31号のイの状態」)下記のi)～iii)に該当する可能性があり、対象外種目の貸与が必要と判断され、認定調査の結果で条件に該当しない場合

- i) 疾病その他の原因により状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
- ii) 疾病その他の原因により状態が急速に悪化し短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者

②提出書類

- ・軽度者に対する福祉用具貸与の対象外種目に係る医師への照会事項
- ・居宅サービス計画書(1)：第1表
- ・居宅サービス計画書(2)：第2表
- ・週間サービス計画表：第3表
- ・サービス担当者会議の要点：第4表
- ・サービス利用票：第6表
- ・サービス利用票別表：第7表

③提出時期

- ・初回福祉用具貸与利用前(※)
- ・介護認定更新後(更新で要介護度が要支援1・2、要介護1になり福祉用具貸与の継続が上記i)～iii)により必要と判断される場合等)

※必ず利用開始前にご相談ください。場合により保険給付の対象外となります。

④算定許可

- ・算定許可通知等は発行されません。

⑤その他留意事項

・要介護認定の更新後、要介護度が軽度者(要支援1・2、要介護1)になった場合、再度、福祉用具貸与の必要性を検討していただいた上で上記i)～iii)により必要と判断された場合のみの申請をお願いします。

・「自動排泄処理装置」については要介護2・3の者についても軽度者に該当することとなります。

5・暫定ケアプランによるサービス利用

①届出が必要なケース

- ・新規に要介護（要支援）認定申請を行い、結果が出るまでの間に介護サービスが必要な場合。
- ・区分変更申請等を行い、結果が出るまでの間において、現在の介護度で利用不可能な介護サービスや現在の支給限度額を超えてのサービスを利用する場合。

②提出書類

- ・居宅サービス計画作成依頼書（※）
- ・居宅サービス計画書（1）：第1表
- ・居宅サービス計画書（2）：第2表
- ・週間サービス計画表：第3表
- ・サービス担当者会議の要点：第4表
- ・サービス利用票：第6表
- ・サービス利用票別表：第7表

※新規要介護（要支援）認定申請者及び事業対象者若しくは要支援認定を有する者の新規要介護認定申請者のみ

③提出時期

- ・ケアプランを作成し、新たに介護サービス提供する前に提出
- ※必ず利用開始前にご相談ください。場合により保険給付対象外となります。

④算定許可

- ・算定許可通知等は発行されません。

⑤その他留意事項

- ・暫定ケアプランによる介護サービスの利用が必要な場合は、必要最低限のサービス利用に留めてください。結果によっては全額自己負担になる可能性があるため、必要以上に介護サービスを利用することの無い様をお願いします。暫定ケアプランによる介護サービスは本来、利用しないことにより生命の維持が困難になる場合においてのみ利用可能と考えております。

6・生活援助中心型訪問介護サービス

①届出が必要なケース

・要介護度別に最大値となる月の回数を用いることとし、要介護状態区分に応じて1ヶ月あたり下記に示す回数に達する場合。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

②提出書類

- ・生活援助中心型届出書
- ・居宅サービス計画書（1）：第1表
- ・居宅サービス計画書（2）：第2表
- ・週間サービス計画表：第3表
- ・サービス担当者会議の要点：第4表
- ・サービス利用票：第6表
- ・サービス利用票別表：第7表

③提出時期

- ・基準回数以上のサービス利用開始前。
- ・ケアプラン変更時
- ・介護認定更新時

※必ず利用開始前にご相談ください。場合により保険給付の対象外となります。

④算定許可

- ・算定許可通知等は発行されません。

⑤その他留意事項

・長期目標期間終了毎にサービス担当者会議を開催し、経過観察と評価を行い必要性についての検討を行ってください。

7・福祉用具同一品目複数貸与

①届出が必要なケース

- ・同じ目的で使用する福祉用具を複数レンタルする場合。

②提出書類

- ・介護保険給付に関する相談表
- ・居宅サービス計画書（1）：第1表
- ・居宅サービス計画書（2）：第2表
- ・週間サービス計画表：第3表
- ・サービス担当者会議の要点：第4表
- ・サービス利用票：第6表
- ・サービス利用票別表：第7表

③提出時期

- ・介護保険サービスの利用開始する前月中まで
- ・介護認定の更新時

※必ず利用開始前にご相談ください。場合により保険給付の対象外となります。

④算定許可

- ・算定許可通知等は発行されません。

⑤その他留意事項

- ・更新の届出を行う場合は、利用者の身体状況を観察、評価し、評価に基づいたサービス担当者会議を開催すること。
- ・利用者の身体状況を評価する際は、理学療法士等の介入が望ましい。
- ・ケアプラン作成に当たり利用者の心身の状況及び家族等の意向と介護の状況等を踏まえた検討を行い、代替するサービス等がないと判断されるなど十分な話し合いを行う事が必要です。

8・訪問リハビリテーションと通所系サービスの併用

①届出が必要なケース

・通所できる利用者が訪問によるリハビリテーション（訪問看護によるリハビリテーションも含む）を利用する場合。

②提出書類

- ・訪問リハビリテーションに関する相談表
- ・居宅サービス計画書（1）：第1表
- ・居宅サービス計画書（2）：第2表
- ・週間サービス計画表：第3表
- ・サービス担当者会議の要点：第4表
- ・サービス利用票：第6表
- ・サービス利用票別表：第7表

③提出時期

- ・介護保険サービスの利用開始前
- ・短期目標終了時
- ・介護認定の更新時

※必ず利用開始前にご相談ください。場合により保険給付の対象外となります。

④算定許可

- ・算定許可通知等は発行されません。

⑤その他留意事項

- ・短期目標は概ね3ヶ月とし、短期目標終了前に利用者の身体状況を観察・評価し、評価に基づいたサービス担当者会議を開催すること。
- ・利用者の身体状況を評価する際は、理学療法士等の介入が望ましい。
- ・ケアプラン作成に当たり利用者の心身の状況及び家族等の意向と介護の状況等を踏まえた検討を行い、代替するサービス等がないと判断されるなど十分な話し合いを行う必要があります。
- ・医療系サービスの利用にあたっては主治医と協議し、サービス事業所間での連携を図ることで目標を共有し、自立に向けてのプランを実施してください。

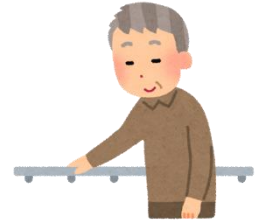
介護保険給付Q&A

Q1
福祉用具の同一品目はどんな物が対象になるの？



A・歩行器や車椅子、手すりなど福祉用具貸与の対象品がほぼ全て対象です。車椅子なら屋内と屋外の2台をレンタルする場合は屋内用が屋外で使用できない理由が必要です。歩行器も同様。手すりに関しては住宅改修が出来ない理由や複数必要な理由がなければ同じものを複数レンタルすることが出来ません。また、屋内（外）用に歩行器のレンタルをしている場合は車椅子か歩行器のどちらかのみので注意して下さい。

Q2
手すりのレンタルも複数に当たりますか？



A・同じ品目や居宅内に複数の手すりをレンタルしている場合は住宅改修が行えない理由を明確にして届出を行ってください。居室内に複数の手すりをレンタルする場合は同時に歩行器や歩行補助杖などのレンタルが出来なくなる場合があるため十分にアセスメントを行い届出を行ってください。

Q3
訪問リハビリテーションから通所リハビリテーションへ移行する期間に一時的に併用する事は可能ですか？



A・短期目標期間を3ヶ月に設定し届出を行えば併用することも可能な場合があります。

Q4

医療保険を利用して訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションを併用する事は可能ですか？

A・特定疾患等、医師が必要性を認めた場合は一定期間、併用する事は可能になりますが医療保険制度の変更によって介護認定を受けている者は医療保険と介護保険の併用が出来なくなったため医療保険適応の確認を行ってください。



Q5

同じ敷地内に家族の家がある場合は同居親族になるの？

A・同じ敷地に建っていても一度、玄関を出なければ家に入れない場合は同居親族となりません。

2世帯住宅でも自宅内がドアなどで繋がっていないければ同居親族となりません。同居している家族が世帯分離している場合は世帯や所帯が別であっても同居親族となります。基本的には住民票で確認を行うため居住実態がない場合でも、同居親族と判断します。

Q6

同居する親族が就労のため介護ができない場合は申請を行えば生活援助の算定が出来ますか？

A・同居親族の人数や就労状況により算定を許可できない場合があります。また同居親族の就労状態を確認する書類の提出を求めることもあるので、ご家族に確認をお願いします。

Q7

同居親族が精神疾患の場合でも算定は可能ですか？



A・治療が必要な状況や家事が行えない状況が確認できれば届出を行い許可されることもあります。必要に応じて医師の診断書などを提出して頂くこともあるので、ご家族に確認をお願いします。